第４章　推進体制・進行管理

１．町、町民、事業者の役割の明確化

本計画は、町、町民、事業者が、それぞれの立場に応じた役割を十分認識し、自らまたは協働して進めます。

町の役割

○あらゆる分野において、環境に関する施策を立案・実施するため、政策推進マネジメントシステムへ環境的視点を導入します。立案に際しては、既存の財源を工夫しながら、新たに環境政策推進予算として、環境の保全活用に資する事業を組み立てます。

○町、県、国は、緊密な連携のもと本計画の環境施策の展開を図ります。

○率先的に町、町民、事業者間のパートナーシップを形成します。

○環境に関わる各種情報の収集整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用といった環境配慮の基盤づくりを行います。

○事業者としての立場から、率先して環境に配慮した事業活動を行います。

町民の役割

○環境保全に関わる取り組みや、環境教育・学習に積極的に参加します。

○環境に配慮した日常生活に努めます。

事業者の役割

○環境に配慮した事業活動を展開します。

○地域の町民、事業者と協働して、環境保全に関わる取り組みに参加、支援します。

○環境に関する人材の育成や、情報の提供などを行います。

２．推進体制（評価体制の構築）

本計画の推進にあたっては、町、町民、事業者が協働して取り組みを進める必要があります。このため、下図に示すような推進体制をとることによって、計画の効果的な推進を図ります。

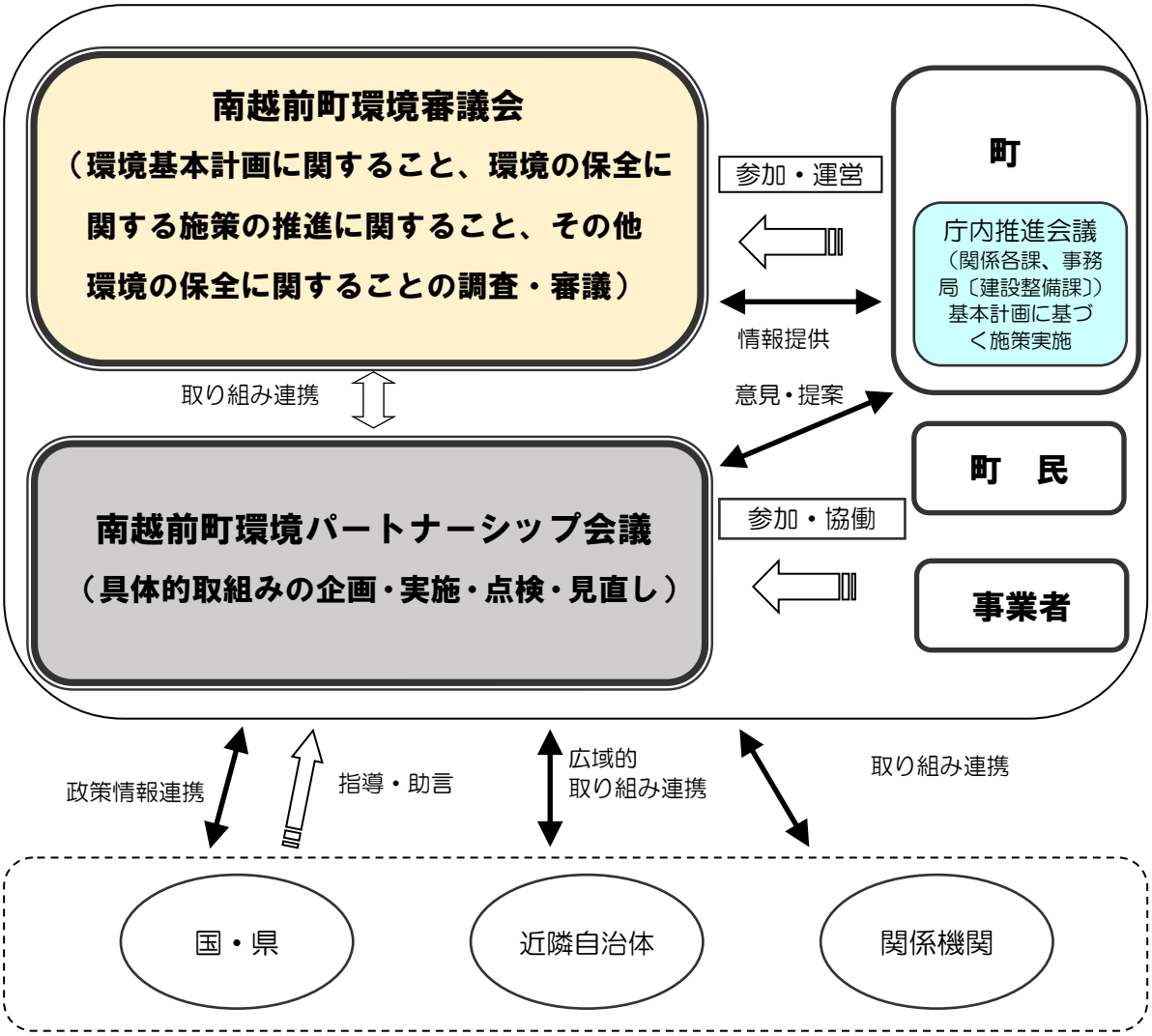

■南越前町環境審議会

環境基本計画に関すること、環境の保全に関する施策の推進に関すること、その他環境の保全に関することの調査・審議を行います。

■南越前町環境パートナーシップ会議

町民や事業者などにより構成し、南越前町で推進する環境保全に向けた施策について、町、町民、事業者が協働して取り組んでいくために、事業の企画・実施を推進します。

■町（庁内推進会議）

関係機関の意見を調整し、基本施策、重点施策の推進を図ります。

■町民・事業者

町とともに具体的な取り組みに参加し、計画を実施していきます。

３．進行管理

本計画の実行性を高めるため、南越前町環境パートナーシップ会議内において進行管理を行います。

また、各事業の進行管理は、県の政策推進マネジメントシステムの考え方に基づき、計画→実行→点検・評価→見直しの手順を継続的に繰り返しながら行い、スパイラルアップを図ります。

（１）計画

本計画を推進するには、町、町民、事業者の各々が本町の環境問題に共通の認識を持ち、解決していこうとの強い意欲が必要です。

その上で、各々の基本的段階を踏まえて、自らの手で、または協働して具体的に行動する計画とします。

（２）実行

町、町民、事業者は、計画に基づき実行します。

（３）点検・評価

各施策の進捗状況を確認、評価していきます。

（４）改善

南越前町環境パートナーシップ会議からの提言や町民、事業者からの意見を取り入れながら、適宜改善措置を講じていきます。

資料編

１．南越前町環境基本条例

平成17年10月１日
南越前町条例第198号

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全について、基本理念及び基本方針を定め、並びに町、町民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全は、すべての町民が美しい環境の中で健康で文化的な生活を実現し、その良好で快適な環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

２　環境の保全は、環境への負荷の少ない健全な持続的発展ができるような社会を構築することを目的として行わなければならない。

３　地球環境の保全は、町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進しなければならない。

（町の責務）

第４条　町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に従い環境の保全に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1)　町民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2)　森林、農地、水辺地、海浜等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

(3)　潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全及び活用による文化的環境の形成等が図られること。

(4)　環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が促進されること。

（町民の責務）

第５条　町民は、基本理念及び基本方針にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（土地の所有者及び管理者の責務）

第６条　土地の所有者及び管理者は、その所有する土地又は管理に属する土地について、清潔の保持その他適正な管理を行うことにより、地域の環境の保全に資するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念及び基本方針にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（町を訪れた者の責務）

第８条　町を訪れた者は、基本理念及び基本方針にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（適用除外）

第９条　この条例の規定は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、適用しない。

（規制の措置）

第10条　町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（協定）

第11条　町は、必要と認めるときは、事業者等との間で環境の保全に関する協定を締結することができる。

２　町長は、協定を締結したときは、その内容を公開するものとする。

３　協定には、町民の立入調査を認める項目を入れるよう努めなければならない。

（指導、助言等）

第12条　町は、良好な環境の保全を行う上での支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう指導及び助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

（環境基本計画の策定）

第13条　町長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

２　環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

４　町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第21条に規定する南越前町環境審議会の意見を聴くものとする。

５　町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

６　前３項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（調査研究の充実）

第14条　町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究の充実を図るよう努めるものとする。

（情報の提供）

第15条　町は、健康で文化的な生活の確保のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（町民の意見の反映）

第16条　町は、環境の保全に関する施策に、町民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び学習の推進）

第17条　町は、関係機関と協力して、町民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深めるとともに自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学

習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第18条　町は、町民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体等との協力）

第19条　町は、環境の保全に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第20条　町は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境審議会）

第21条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、南越前町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　南越前町環境基本計画に関すること。

(2)　環境の保全に関する施策の推進に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

３　審議会は前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

４　審議会は、委員20人以内で組織する。

５　委員は、環境の保全等に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

６　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第22条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

２．南越前町環境審議会規則

令和元年７月30日

南越前町規則第11号

（趣旨）

第１条　この規則は、南越前町環境基本条例（平成17年南越前町条例第198号。以下「条例」という。）第21条第７項の規定に基づき、南越前町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　町長は、条例第21条第５項の規定に基づき、次の各号に掲げる者のうちから委員を委嘱又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　住民

(3)　関係団体及び事業所の代表者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　その他町長が必要と認める者

（特別委員）

第３条　審議会に特別の専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、若干人の特別委員を置くことができる。

２　特別委員は、前項の特別の専門的事項に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

３　特別委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別の専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

４　会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認めた場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（部会）

第６条　審議会は必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員のうちから会長が指名する。

４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の公開）

第７条　審議会の会議は、公開するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、審議会については会長が、部会については部会長が、必要があると認めたときは、非公開とすることができる。

３　会議を傍聴する者は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、会長又は部会長は、命令に従わない傍聴人を退場させることができる。

（事務局）

第８条　審議会の事務局は、建設整備課に置き、事務局長は、建設整備課長の職にある者をもって充てる。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

３．南越前町環境パートナーシップ会議設置要綱

平成22年6月28日
告示第16号

（設　置）

第１条　南越前町環境基本条例（平成 17 年南越前町条例第 198 号。以下「条例」という。）第 13 条に規定する南越前町環境基本計画（以下「基本計画」という。）に関し、町、町民及び事業者等各主体の連携及び協働により、その効率的かつ効果的な推進を図るため、同条例第 18 条に基づき、南越前町環境パートナーシップ会議（以下「パートナーシップ会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　パートナーシップ会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（1）　基本計画において、重点的に取り組む施策の企画及び実施に関すること

（2）　基本計画の進捗状況の点検に関すること

（3）　その他基本計画の推進に関すること

（組　織）

第３条　パートナーシップ会議の委員は、20 名以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（1）　公募による町民

（2）　事業者等

（3）　学識経験を有する者

（4）　その他町長が必要と認める者

（任　期）

第４条　委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2　委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　パートナーシップ会議に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は、パートナーシップ会議を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　議）

第６条　会議は、委員長が召集し、委員長は会議の議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員長は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第７条　パートナーシップ会議の庶務を行うため、建設整備課に事務局を置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ会議の運営に関し、必要な事項は、パートナーシップ会議において別に定める。

附　則

この告示は、平成 22 年 6 月 28 日から施行する。

４．本町の希少野生動植物一覧

※資料：福井県レッドデータブックより抜粋。ここでは、南越前町におけるデータのみ掲載します。

■環境省カテゴリーの表記について

絶　　滅：我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧IA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧IB類：IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種
現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足：評価するだけの情報が不足している種

■福井県カテゴリーの表記について

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種
現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種
現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
県域準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種
現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
要　注　目：評価するだけの情報が不足している種
地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群
絶滅のおそれのある地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

〈野生動物〉

分類1	分類2	名称	環境省カテゴリー	福井県カテゴリー
哺乳類	ネズミ目 リス科	ニホンモモンガ	－	準絶滅危惧
哺乳類	ネズミ目 ヤマネ科	ヤマネ	－	準絶滅危惧
哺乳類	ネズミ目 ネズミ科	カヤネズミ	－	準絶滅危惧
哺乳類	リス目 リス科	ムササビ	—	要注目
鳥類	コウノトリ目 コウノトリ科	コウノトリ	絶滅危惧ⅠA類	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	ペリカン目 サギ科	ミゾゴイ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	チドリ目 タマシギ科	タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	タカ目 タカ科	オジロワシ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	タカ目 タカ科	オオタカ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	タカ目 タカ科	クマタカ	絶滅危惧ⅠB類	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	ブッポウソウ目 カワセミ科	ヤマセミ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	ブッポウソウ目 ブッポウソウ科	ブッポウソウ	絶滅危惧ⅠB類	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	スズロ目 ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	絶滅危惧ⅠB類	県域絶滅危惧Ⅰ類
鳥類	カモ目 カモ科	オシドリ	情報不足	県域絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	ペリカン目 サギ科	コサギ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	ヨタカ目 ヨタカ科	ヨタカ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	タカ目 タカ科	ハチクマ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	タカ目 タカ科	チュウヒ	絶滅危惧ⅠB類	県域絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	フクロウ目 フクロウ科	アオハズク	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	ハヤブサ目 ハヤブサ科	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	スズメ目 ホオジロ科	ノジコ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
鳥類	カモ目 カモ科	ヨシガモ	－	準絶滅危惧
鳥類	カモ目 カモ科	シノリガモ	－	準絶滅危惧
鳥類	カモ目 カモ科	ウミアイサ	－	準絶滅危惧
鳥類	ペリカン目 サギ科	チュウサギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
鳥類	ペリカン目 サギ科	クロサギ	－	準絶滅危惧
鳥類	チドリ目 チドリ科	タゲリ	－	準絶滅危惧
鳥類	チドリ目 チドリ科	イカルチドリ	－	準絶滅危惧
鳥類	チドリ目 セイタカシギ科	セイタカシギ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
鳥類	チドリ目 シギ科	アオシギ	－	準絶滅危惧
鳥類	タカ目 ミサゴ科	ミサゴ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
鳥類	タカ目 タカ科	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
鳥類	フクロウ目 フクロウ科	オオコノハズク	－	準絶滅危惧
鳥類	ブッポウゾウ目 カワセミ科	アカショウビン	－	準絶滅危惧
鳥類	キツツキ目 キツツキ科	オオアカゲラ	－	準絶滅危惧

分類1	分類2	名称	環境省カテゴリー	福井県カテゴリー
鳥類	スズメ目 ツバメ科	コシアカツバメ	－	準絶滅危惧
鳥類	スズメ目 ムクドリ科	コムクドリ	－	準絶滅危惧
鳥類	カモ目 カモ科	亜種ヒシクイ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目
鳥類	カモ目 カモ科	ホオジロガモ	－	要注目
鳥類	カモ目 カモ科	カワアイサ	－	要注目
鳥類	ハト目 ハト科	カラスバト	準絶滅危惧	要注目
鳥類	カツオドリ目 ウ科	ヒメウ	絶滅危惧ＩＢ類	要注目
鳥類	チドリ目 シギ科	イソシギ	－	要注目
鳥類	チドリ目 ウミスズメ科	ウミスズメ	絶滅危惧ＩＡ類	要注目
鳥類	ハヤブサ目 ハヤブサ科	チョウゲンボウ	－	要注目
鳥類	スズメ目 サンショウクイ科	サンショウクイ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目
鳥類	スズメ目 カササギヒタキ科	サンコウチョウ	－	要注目
鳥類	スズメ目 カラス科	オナガ	－	要注目
鳥類	スズメ目 カラス科	ホシガラス	－	要注目
鳥類	スズメ目 ウグイス科	ヤブサメ	－	要注目
鳥類	チドリ目 カモメ科	ウミネコ	－	絶滅のおそれのある地域個体群
爬虫類	カモ目 イシガメ科	ニホンイシガメ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
爬虫類	カモ目 スッポン科	ニホンスッポン	情報不足	準絶滅危惧
爬虫類	トカゲ目 タカチホヘビ科	タカチホヘビ	－	要注目
爬虫類	トカゲ目 ナミヘビ科	ヒバカリ	－	要注目
爬虫類	トカゲ目 ナミヘビ科	シロマダラ	－	要注目
両生類	有尾目 サンショウウオ科	ヒダサンショウウオ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
両生類	有尾目 サンショウウオ科	クロサンショウウオ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
両生類	無尾目 ヒキガエル科	ナガレヒキガエル	－	準絶滅危惧
両生類	無尾目 アカガエル科	ナガレタゴガエル	－	準絶滅危惧
両生類	有尾目 イモリ科	アカハライモリ	準絶滅危惧	要注目
両生類	無尾目 ヒキガエル科	アズマヒキガエル	－	要注目
両生類	無尾目 アカガエル科	トノサマガエル	準絶滅危惧	要注目
淡水魚類	ヤツメウナギ目 ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	コイ目 ドジョウ科	アジメドジョウ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	ナマズ目 アカザ科	アカザ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	サケ目 サケ科	ヤマメ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	サケ目 サケ科	イワナ	情報不足	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	ダツ目 メダカ科	キタノメダカ（メダカ北日本集団）	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水魚類	カサゴ目 カジカ科	カマキリ（アユカケ）	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類

分類1	分類2	名称	環境省カテゴリー	福井県カテゴリー
淡水魚類	サケ目 サケ科	サケ	－	準絶滅危惧
淡水魚類	カサゴ目 カジカ科	カジカ大卵型	準絶滅危惧	準絶滅危惧
淡水魚類	コイ目 ドジョウ科	ドジョウ	情報不足	要注目
淡水魚類	スズキ目 ハゼ科	シマウキゴリ	－	要注目
昆虫類	コウチュウ目 ゲンゴロウ科	ヤシャゲンゴロウ	絶滅危惧ⅠB類	県域絶滅危惧Ⅰ類
昆虫類	トンボ目 ヤンマ科	カトリヤンマ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	カメムシ目 イトアメンボ科	イトアメンボ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	ハチ目 アリ科	ケブカツヤオオアリ	情報不足	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	ハチ目 キングチバチ科	ハグロフタオビドロバチ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	ハチ目 キングチバチ科	シモヤマジガバチモドキ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	ハチ目 ハキリバチ科	ニトベギングチ	情報不足	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	チョウ目 タテハチョウ科	マイマイツツハナバチ	情報不足	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	チョウ目 ジャノメチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	コウチュウ目 オサムシ科	ツマジロウラジャノメ(本州亜種)	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
昆虫類	コウチュウ目 コガネムシ科	セアカオサムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	コウチュウ目 カミキリムシ科	オオチャイロハナムグリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	ハチ目 アナバチ科	ヨツボシカミキリ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
昆虫類	チョウ目 アゲハチョウ科	フクイアナバチ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
昆虫類	チョウ目 シジミチョウ科	ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
昆虫類	トンボ目 ムカシトンボ科	ヒサマツミドリシジミ	－	準絶滅危惧
昆虫類	トンボ目 ムカシトンボ科	ムカシトンボ	－	要注目
昆虫類	トンボ目 トンボ科	ミヤマアカネ	－	要注目
昆虫類	カワゲラ目 トワダカワゲラ科	ミネトワダカワゲラ	－	要注目
昆虫類	カメムシ目 マルミズムシ科	ヒメマルミズムシ	－	要注目
昆虫類	カメムシ目 ナベブタムシ科	ナベブタムシ	－	要注目
昆虫類	カメムシ目 サシガメ科	オオアシナガサシガメ	準絶滅危惧	要注目
昆虫類	コウチュウ目 ガムシ科	シジミガムシ	絶滅危惧ⅠB類	要注目
昆虫類	コウチュウ目 クワガタムシ科	マダラクワガタ	－	要注目
昆虫類	コウチュウ目 タマムシ科	アオナガタマムシ	－	要注目
昆虫類	コウチュウ目 タマムシ科	シナノキチビタマムシ	－	要注目
昆虫類	コウチュウ目 ムキヒゲホソカタムシ科	イノウエホソカタムシ	－	要注目
昆虫類	コウチュウ目 カミキリムシ科	ムナコブハナカミキリ	－	要注目
昆虫類	コウチュウ目 カミキリムシ科	スケネブカヒロコバネカミキリ	－	要注目
昆虫類	コウチュウ目 カミキリムシ科	ヤツボシシロカミキリ	－	要注目
昆虫類	コウチュウ目 ミツギリゾウムシ科	チャバネホソミツギリゾウムシ	情報不足	要注目

分類1	分類2	名称	環境省カテゴリー	福井県カテゴリー
昆虫類	コウチュウ目 ゾウムシ科	タカハシトゲゾウムシ	－	要注目
昆虫類	ハチ目 アリ科	トゲアリ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目
昆虫類	ハチ目 クモバチ科	フタモンクモバチ	準絶滅危惧	要注目
昆虫類	ハチ目 キングチバチ科	ガロアギングチ	情報不足	要注目
昆虫類	ハチ目 ハキリバチ科	クズハキリバチ	情報不足	要注目
昆虫類	ハチ目 ミツバチ科	イカヅチキマダラハナバチ	－	要注目
昆虫類	ハチ目 ミツバチ科	ナミルリモンハナバチ	情報不足	要注目
陸産貝類	異鰓目 キバサナギガイ科	クチマガリスナガイ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
陸産貝類	異鰓目 キセルガイ科	キョウトギセル	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
陸産貝類	異鰓目 キセルガイ科	トノサマギセル	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 オオコウナナメクジ科	ヤマコウラナメクジ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 ベッコウマイマイ科	オオウエキビ	情報不足	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 ニッポンマイマイ科	ココロマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 ニッポンマイマイ科	ケハダビロウドマイマイ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 ニッポンマイマイ科	エチゼンビロウドマイマイ	情報不足	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 オナジマイマイ科	オオミケマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 オナジマイマイ科	ハクサンマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 オナジマイマイ科	ミヤマヒダリマキマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	異鰓目 ベッコウマイマイ科	カンムリレンズガイ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
陸産貝類	新生腹足目 ケシガイ科	スジケシガイ	－	準絶滅危惧
陸産貝類	異鰓目 キセルガイモドキ科	クリイロキセルガイモドキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
陸産貝類	異鰓目 キセルガイ科	オクガタギセル	準絶滅危惧	準絶滅危惧
陸産貝類	異鰓目 キセルガイ科	オオギセル	準絶滅危惧	準絶滅危惧
陸産貝類	異鰓目 オオコウナナメクジ科	オオコウラナメクジ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
陸産貝類	異鰓目 オナジマイマイ科	コガネマイマイ	－	準絶滅危惧
陸産貝類	アマオブネ型目 ゴマオカタニムシ科	ゴマオカタニシ	準絶滅危惧	要注目
陸産貝類	新生腹足目 アシヒダネメクジ科	イライボイボナメクジ	－	要注目
陸産貝類	新生腹足目 イツマデガイ科	イツマデガイ	準絶滅危惧	要注目
陸産貝類	異鰓目 キセルガイ科	エルベルギセル	－	要注目
陸産貝類	異鰓目 ベッコウマイマイ科	タカキビ	準絶滅危惧	要注目
陸産貝類	異鰓目 ベッコウマイマイ科	ヒメハリマキビ	準絶滅危惧	要注目
陸産貝類	異鰓目 ベッコウマイマイ科	スジキビ	準絶滅危惧	要注目
陸産貝類	異鰓目 ベッコウマイマイ科	オオヒラベッコウ	情報不足	要注目
陸産貝類	異鰓目 ベッコウマイマイ科	ハクサンベッコウ	情報不足	要注目
陸産貝類	異鰓目 ベッコウマイマイ科	クリイロベッコウ	情報不足	要注目

分類1	分類2	名称	環境省カテゴリー	福井県カテゴリー
陸産貝類	異鰓目 ニッポンマイマイ科	コシタカコベソマイマイ	準絶滅危惧	要注目
陸産貝類	異鰓目 オナジマイマイ科	ツルガマイマイ	－	要注目
陸産貝類	異鰓目 ニッポンマイマイ科	ヤマタカマイマイ	準絶滅危惧	要注目
陸産貝類	異鰓目 オナジマイマイ科	クチベニマイマイ	－	要注目
淡水産貝類	イシガイ目 イシガイ科	カタハガイ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水産貝類	ザルガイ目 シジミ科	マシジミ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水産貝類	ザルガイ目 マメシジミ科	フクイマメシジミ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
淡水産貝類	新生腹足目 タニシ科	マルタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
淡水産貝類	異鰓目 モノアラガイ科	モノアラガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
淡水産貝類	新生腹足目 タニシ科	オオタニシ	準絶滅危惧	要注目
淡水産貝類	異鰓目 ヒラマキガイ科	ヒラマキガイモドキ	準絶滅危惧	要注目
淡水産貝類	異鰓目 ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	情報不足	要注目

〈野生植物〉

分類1	分類2	名称	環境省カテゴリー	福井県カテゴリー
維管束植物	ハナヤスリ科	ヒロハハナヤスリ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	コバノイシカグマ科	フジシダ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	イワデンダ科	イワヤシダ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	オシダ科	ギフベニシダ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	オシダ科	ナガバノイタチシダ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	ウラボシ科	ビロードシダ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	トチカガミ科	セキショウモ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	ユリ科	キバナノアマナ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	ラン科	サルメンエビネ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	ラン科	セッコク	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	ラン科	フウラン	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	ラン科	トキソウ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	カヤツリグサ科	サギスゲ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	ベンケイソウ科	アオベンケイ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	バラ科	ソメワケキンキマメザクラ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	タデ科	ノダイオウ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	ナス科	アオホオズキ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	シソ科	ハイタムラソウ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	キク科	イナベアザミ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	スイカズラ科	ナベナ	－	県域絶滅危惧Ⅰ類
維管束植物	オシダ科	ヌカイタチシダモドキ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	オシダ科	ヒメイタチシダ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ヒルムシロ科	ヒルムシロ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ヒルムシロ科	オヒルムシロ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ユリ科	コバイモ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ラン科	ナツエビネ	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ラン科	ギンラン	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ラン科	キンラン	絶滅危惧Ⅱ類	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ラン科	ハクサンチドリ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ラン科	クロヤツシロラン	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ラン科	ホクリクムヨウラン	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ヒガンバナ科	ヒメニラ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	ガマ科	ヤマトミクリ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	マツモ科	マツモ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	キンポウゲ科	ヒメイチゲ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	スグリ科	ヤシャビシャク	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	バラ科	ワレコモウ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	オトギリソウ科	ヒメオトギリ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	アブラナ科	オオユリワサビ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	サクラソウ科	ギンレイカ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	キョウチクトウ科	コイケマ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	キク科	ワカサハマギク	準絶滅危惧	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	キク科	タチアザミ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	キク科	カシワバハグマ	－	県域絶滅危惧Ⅱ類
維管束植物	イワヒバ科	ヒモカズラ	－	準絶滅危惧
維管束植物	イチイ科	キャラボク	－	準絶滅危惧
維管束植物	ラン科	ノビネチドリ	－	準絶滅危惧
維管束植物	ススキノキ科	ゼンテイカ	－	準絶滅危惧
維管束植物	ガマ科	ナガエミクリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
維管束植物	ホシクサ科	ホシクサ	－	準絶滅危惧
維管束植物	カヤツリグサ科	タイワンヤマイ	－	準絶滅危惧
維管束植物	イネ科	タキキビ	－	準絶滅危惧
維管束植物	イネ科	ヤシャダケ	－	準絶滅危惧
維管束植物	スグリ科	ヤブサンザシ	－	準絶滅危惧
維管束植物	ユキノシタ科	タチネコノメソウ	－	準絶滅危惧
維管束植物	ベンケイソウ科	ミツバベンケイソウ	－	準絶滅危惧
維管束植物	バラ科	カライトソウ	－	準絶滅危惧

分類1	分類2	名称	環境省カテゴリー	福井県カテゴリー
維管束植物	アサ科	カラハナソウ	－	準絶滅危惧
維管束植物	トウダイグサ科	トウダイグサ	－	準絶滅危惧
維管束植物	ミソハギ科	ミズマツバ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
維管束植物	ツツジ科	サツキ	－	準絶滅危惧
維管束植物	リンドウ科	タテヤマリンドウ	－	準絶滅危惧
維管束植物	オオバコ科	アブノメ	－	準絶滅危惧
維管束植物	シソ科	メハジキ	－	準絶滅危惧
維管束植物	タヌキモ科	イヌタヌキモ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
維管束植物	ミツガシワ科	ミツガシワ	－	準絶滅危惧
維管束植物	レンプクソウ科	レンプクソウ	－	準絶滅危惧
維管束植物	セリ科	セリモドキ	－	準絶滅危惧
維管束植物	ハナヤスリ科	アカハナワラビ	－	要注目
維管束植物	コケシノブ科	ヒメコケシノブ	－	要注目
維管束植物	イノモトソウ科	マツザカシダ	－	要注目
維管束植物	チャセンシダ科	カミガモシダ	－	要注目
維管束植物	イワデンダ科	タカネサトメシダ	－	要注目
維管束植物	イワデンダ科	シマシロヤマシダ	－	要注目
維管束植物	イワデンダ科	ミヤマノコギリシダ	－	要注目
維管束植物	オシダ科	ナガバヤブソテツ	－	要注目
維管束植物	オシダ科	ミサキカグマ	－	要注目
維管束植物	オシダ科	マルバベニシダ	－	要注目
維管束植物	シノブ科	シノブ	－	要注目
維管束植物	ウラボシ科	ナガオノキシノブ	－	要注目
維管束植物	ウラボシ科	ホテイシダ	－	要注目
維管束植物	ウラボシ科	ヒメノキシノブ	－	要注目
維管束植物	ウラボシ科	ミヤマノキシノブ	－	要注目
維管束植物	ウラボシ科	ヒメサジラン	－	要注目
維管束植物	サトイモ科	ナベクラザゼンソウ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目
維管束植物	シュロソウ科	コバイケイソウ	－	要注目
維管束植物	ラン科	アケボノシュスラン	－	要注目
維管束植物	ラン科	クモキリソウ	－	要注目
維管束植物	カヤツリグサ科	ヒメガヤツリ	－	要注目
維管束植物	カヤツリグサ科	イトイヌノハナヒゲ	－	要注目
維管束植物	カヤツリグサ科	ミヤマホタルイ	－	要注目
維管束植物	イネ科	テンキグサ	－	要注目
維管束植物	キンポウゲ科	リュウキンカ	－	要注目
維管束植物	バラ科	ミヤマチョウジザクラ	－	要注目
維管束植物	バラ科	オオウラジロノキ	－	要注目
維管束植物	バラ科	コジキイチゴ	－	要注目
維管束植物	スミレ科	アカネスミレ	－	要注目
維管束植物	オトギリソウ科	オクヤマオトギリ	－	要注目
維管束植物	オトギリソウ科	シナノオトギリ	－	要注目
維管束植物	フクロソウ科	ビッチュウフウロ	－	要注目
維管束植物	ミソハギ科	ミズキカシグサ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目
維管束植物	アカバナ科	ミズユキノシタ	－	要注目
維管束植物	アオイ科	オオバボダイジュ	－	要注目
維管束植物	アブラナ科	イワハタザオ	－	要注目
維管束植物	モウセンゴケ科	モウセンゴケ	－	要注目
維管束植物	ツツジ科	オオバツツジ	－	要注目
維管束植物	ゴマノハグサ科	オオヒナノウスツボ	－	要注目
維管束植物	ハマウツボ科	ミヤマコゴメグサ	－	要注目

５．環境用語解説

あ行

■ＩＳＯ

国際標準化機構の英語略（International Organization for Standardization）。国際標準化機構は、国際的な非政府間機関（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としています。例えば、環境マネジメントシステムの規格であるＩＳＯ14001 を制定しています。

■エコアクション 21

中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールのこと。幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。平成 16(2004)年4月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定しました。

■おいしいふくい食べきり運動

家庭やホテル・レストランなどで、おいしい福井の食材を使っておいしい料理を作り、作られた料理をおいしく食べきって、残ってしまった料理は、家庭では新たな食材としてアレンジ料理に活用し、外食時には持ち帰って家庭で食べきろうという運動です。

■オゾン層

地上 10～50km 上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層のこと。太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

■温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）、パーフルオロカーボン（ＰＦＣ）、六ふっ化硫黄（SF_6）の６物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

か行

■外来生物

国外や国内の他地域から人為的に（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物のこと。外来生物は、長い時間をかけて生態系を脅かすとともに、農業、林業、水産業などにも影響を与えます。近年、国際化の進展による海外との交流活発化や珍種のペットブーム・釣りブームなどの様々な理由によって、外来生物の

被害が数多く発生しています。国では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を平成 17（2005）年６月に施行し、特定外来生物の飼育、輸入などを禁止しています。

■環境基準

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として「環境基本法」第 16 条に基づき、政府が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定めることとされています。したがって、工場等を規制するための排出基準とは性格が異なります。

■環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、また国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、国の環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、いわば、環境の憲法。平成５（1993）年 11 月に制定されました。

■環境教育

人間活動と地球・生物全体にわたる環境の関わりについて理解と認識を深め、自然保護や公害防止だけにとらわれないグローバルな視点で、環境の保全に配慮した技能や思考力、判断力を身につけ、よりよい環境の創造活動に主体的に参加、環境へ責任ある行動がとれるよう育成する教育のことです。

■環境マネジメントシステム

自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に取り組むための体制や手続きなどをいいます。

■間伐材

間引きをした材のこと。これまで、若干のコスト高と周知不足などで利用が少ない資源でした。最近は、木材資源としての利用と同時に、間伐により材木の密度を調整して健全な森林の育成を助けるという点で注目されています。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■公害

環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、これら７種類の公害は、一般に「典型７公害」と呼ばれています。

さ行

■里川

集落近くにあり、人々に利用されながら自然環境が守られ、親しまれている川のこと。近年便利で快適な生活を手に入れた反面、川と人との関係が遠くなってきていることから、里川を地域の顔として、貴重な自然資源を後世に残す地域づくりが大切です。

■里地里山

田園地帯などで人家が集まって小集落をなしているところや人里近くにある生活に結びついた山のこと。人々の安らぎや潤い、生物の多様性や環境学習などの観点から、その価値が見直されています。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。ライフスタイルや経済活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない社会のことをいいます。

■省エネルギー

エネルギーを効率的に使用するなど、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、エネルギーの消費量を削減しようというものです。

■新エネルギー

従来使っていた石油、石炭、原子力、天然ガス、水力などのエネルギーに対し、今後研究開発・導入が図られる太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電などの新規開発エネルギーのことをいいます。

た行

■地球温暖化

地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと、地球から放出される熱放射とのバランスによって定まります。加熱された地表面は赤外線を放射しますが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」があり、地表面からの放射熱を吸収します。二酸化炭素など温室効果ガスの濃度増加により、平均気温が上昇する現象のことです。

■低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比較して、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質の排出率が非常に少ない自動車のこと。従来は電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車・ハイブリット自動車の４車種が低公害車とされていましたが、最近はガソリン車でも排ガス性能が大きく改善され、低排出ガス車として認定される制度も整備されています。

低公害車の普及は、地球温暖化対策や大都市での大気汚染防止の対策のひとつとして期待されています。

は行

■バイオマス

太陽エネルギー、空気、水、土壌などの作用で生成される動植物由来の有機性資源のこと。これを利用して作り出すエネルギーをバイオマスエネルギーといいます。エネルギー源として、木質・建築廃材、下水汚泥、都市ごみ（廃油）、家畜の排泄物などがあります。

エネルギー利用の方法としては、燃焼させて発電を行うほか、メタン発酵、アルコール発酵による燃料の製造や含まれる石油成分の抽出などがあります。

■ビオトープ

生物を意味する「bio」と場所を意味する「top」を合成したドイツ語で「野生生物の生息空間」などと訳され、特定の生物群集が生息できるような環境条件を備えた、ある限られた均質な空間をいいます。自然界の生物が生存する単位空間という意味を含んでおり、自然環境の保全や復元を考えていく場合には、必要不可欠な概念として脚光を浴びています。

■フロン

フッ素と炭素等からなる化合物で、クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）、ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の１つとされており、破壊する程度の強いフロンは生産が全廃されています。

主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品（ヘアスプレー缶など）の噴射剤などに使用されてきました。

ら行

■リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

■リターナブル容器

ビールびん、一升びん、牛乳びん等、飲料水等の製造者において回収、再充填される容器のこと。これに対して、消費者や販売店が詰め替える容器（洗剤、シャンプー、リンス等）をリフィラブル容器、再利用されていない使い捨ての容器をワンウェイ容器と呼んでいます。

■リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先されます。リデュースのためには、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが事業者に求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要です。

■リユース

一度使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

具体的には、（１）あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理など

を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、（２）製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、（３）ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

南越前町環境基本計画

発行：南越前町
編集：南越前町　建設整備課
住所：〒９１９－０２９２　福井県南条郡南越前町東大道２９－１
TEL:０７７８－４７－８００３
FAX：０７７８－４７－３１６６
発行年月日：令和２年３月